

ブルームワールド岩沼の届出概要について
(法第6条第2項 変更)

資料7

- 1 届出者 株式会社上の組
- 2 届出日 令和5年11月8日
- 3 店舗の名称 ブルームワールド岩沼
- 4 店舗設置者 株式会社上の組 代表取締役 上野恭司
岩沼市藤浪一丁目5番32号
- 5 店舗所在地 岩沼市藤浪二丁目205-1 外
- 6 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の収容台数
(変更前) 位置: 添付図4参照 収容台数: 933台
(変更後) 位置: 添付図5参照 収容台数: 300台 (指針による必要台数: 1251台)
 - ② 駐輪場の収容台数
(変更前) 位置: 添付図4参照 収容台数: 309台
(変更後) 位置: 添付図5参照 収容台数: 23台 (指針による必要台数: 465台)
 - ③ 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前) 位置: 添付図4参照 面積: 405㎡
(変更後) 位置: 添付図5参照 面積: 242㎡
 - ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) 位置: 添付図4参照 容量: 64.5㎡
(変更後) 位置: 添付図5参照 容量: 35.5㎡ (指針による必要容量: 25.5㎡)

■変更に関するもの以外の事項

- 1 店舗面積 16,266㎡
- 2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前9時～午後11時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分～午後11時15分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 2箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時30分～午後8時30分

住民説明会の実施状況

開催日時	令和5年12月26日（火）午後6時30分～
開催場所	岩沼市中央公民館（視聴覚室） 岩沼市里の杜一丁目2-45
出席人数	9名

質問事項	設置者の回答内容
今回解体するヨークベニマル棟、ダイソー棟は、建替え後に再出店するのか。	ヨークベニマルは出店する予定ですが、その他のテナントは未定です。 →指針の対象外
駐車台数が300台まで減少するようだが、不足するのではないかと心配である。	駐車台数状況調査の結果、建替え後においても駐車台数は300台で充足すると考えています。 →県の意見は不要
駐車台数の減少時期、テナントの退店時期がいつ頃になるか教えて欲しい。	大店立地法上、駐車台数の減少時期は2024年7月9日としていますが、実際の変更時期については未定です。 テナントの退店時期については、テナント側と個別相談の上、決定したいと思います。 →県の意見は不要

岩沼市の意見について

意見内容	設定者の回答内容
なし	なし

地元住民の意見について

意見内容	設定者の回答内容
なし	なし

交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡未満のため実施していない。

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届 出 者	株式会社上の組	
届 出 年 月 日	令和5年11月8日	
店 舗 名 称	ブルームワールド岩沼	
所 在 地	岩沼市藤浪二丁目205-1 外	
市 町 村 の 意 見	あり	なし
地 域 住 民 等 の 意 見	あり	なし
県 の 意 見 案		
交 通 関 係	あり	なし
騒 音 関 係	あり	なし
廃 棄 物 関 係	あり	なし
そ の 他	—	
意 見 案	県の意見はなし	
附 帯 意 見 案	<p style="text-align: center;">繁忙期など混雑が事前に予想される場合は、臨時駐車場を確保するなどの対応を行い、周辺の交通状況の悪化を防ぐように十分に配慮願います。</p>	